

午後2時00分 開会

議 長

ただいまの出席委員は12人中12名です。
定足数に達しておりますので第9回新城市農業委員会総会を開会します。

議 長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議ないものと認め指名いたします。
6番委員
7番委員 お願いします。

議 長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。
始めに第34号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第34号議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。
所有権移転が6件、地上権設定が1件の計7件です。
お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。
それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番

譲受人の周辺の所有地と一帯で管理するため売買により所有権移転するものです。
譲渡人は高齢かつ耕作困難のため譲り渡すもので、中宇利多面的施設より北東へ約1700mにある農地です。
申請地は譲受人の自宅から徒歩5分の距離にあり、通作に問題はありません。
農業従事者は、譲受人と妻と父と母がおり、農作業歴は譲受人が25年、妻が10年、父母がそれぞれが60年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。
譲受人の年間従事日数が280日、妻が100日、父母が100日あり、必要な農作業従事をしていきます。
経営予定面積は10,206㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。
権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上の事から許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番

譲受人の周辺の所有地と一帯で管理するため売買により所有権移転するものです。
譲渡人は遠隔地在住及び相手方要望のため譲り渡すもので、塩沢構造改善センターより西へ約270mにある農地です。
申請地は譲受人の自宅から徒歩3分の距離にあり、通作に問題はありません。
農業従事者は、譲受人と妻おり、農作業歴は譲受人が40年、妻が25年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。
譲受人の年間従事日数が300日、妻が150日あり、必要な農作業従事をしていきます。
経営予定面積は12,084.04㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。
権利取得後は、柿の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上の事から許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号3番

地上権者が申請地の上部にて営農型の太陽光発電設備を設置するために、地上権の設定により申請するものです。設定者は相手方要望のため貸しつけるもので、曾根バス停より南へ約640mにある農地です。

地上権者は申請地の上部にて太陽光パネルを設置し、設定者はパネル下部にサカキを作付けし、申請地を耕作していく予定です。

周囲の営農条件につきましては、申請地の上部にパネルを設置しますが、日陰部分については問題がないか営農に問題はないかと思われまます。また設定者についてもサカキの作付けを予定しており、現地調査などの結果、周辺農地の集団化、効率化に支障をきたすものではなく、権利の設定には問題ないと考えます。

申請番号4番

譲受人の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。

譲渡人は施設に入所しており、維持管理が困難なため譲り渡すもので、八名小学校から南東へ約750mにある農地と富岡公民館から東へ700mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から自動車で8分の距離にあり、通作に問題はありません。農業従事者は、譲受人と妻と次男がおり、農作業歴は譲受人が45年、妻が40年、次男が5年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。

譲受人と次男の年間従事日数がそれぞれ300日、妻が200日あり、必要な農作業従事をしています。

経営予定面積は380, 475.52㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上の事から許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

続いて、4ページをご覧ください。

申請番号5番

譲受人の周辺の所有地と一帯で管理するため売買により所有権移転するものです。

譲渡人は遠隔地在住及び管理できたいため譲り渡すもので、それぞれ片山公民館より南東へ約250m、東北東へ610m、北東へ380m、北北東へ650mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から自動車で5分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、譲受人と妻と子がおり、農作業歴は譲受人が35年、妻が35年、子が3年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。

譲受人の年間従事日数が100日、妻が60日、子が20日あり、必要な農作業従事をしています。

経営予定面積は10, 292㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、水稻と果樹の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上の事から許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号6番

譲受人の周辺の借入地と一帯で管理するため贈与による無償譲渡にて所有権移転するものです。

譲渡人は高齢により管理が困難なため譲り渡すもので、JA愛知東鳳来寺支店から北西へ約150mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から自動車で20分の距離にあり、また申請地横にも自宅があり、通作に問題はありません。

農業従事者は、譲受人と妻と子がおり、農作業歴は譲受人と妻がともに10年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。

	<p>譲受人の年間従事日数が200日、妻が150日あり、必要な農作業従事をしています。利用権設定申請地を含めた経営予定面積は1,317㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。</p> <p>権利取得後は、梅の栽培を予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上の事から許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号7番 譲受人の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。 譲渡人は高齢により耕作が困難なため譲り渡すもので、それぞれ奥三河蒸留所から北東へ約50m、東へ約180mにある農地です。 申請地は譲受人の購入予定の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。 農業従事者は、譲受人と夫がおり、農作業歴は譲受人が40年、夫が20年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。 譲受人の年間従事日数が譲受人と夫ともに100日あり、必要な農作業従事は見込まれます。経営予定面積は3,683.61㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。 権利取得後は、ブルーベリー等の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上の事から許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>以上、申請番号1番から7番について、許可する事を原案といたします。これで、第34号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>その他、ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
農業委員 12 番	<p>今まで同じ内容の案件がたくさん出て、今更な話で申し訳ないが、番号3番の案件について、農振農用地内の農地で太陽光発電を行いパネル下部でサカキを植え付けるものだが、この農地自体の持ち主は●●●●（地上権者）ですか。</p>
事務局	<p>持ち主は設定者です。</p>
農業委員 12 番	<p>地上権とはどういうものであり、太陽光パネルを設置するための権利なのですか。サカキを栽培するのは誰にあたるのでしょうか。</p>
事務局	<p>太陽光パネルを設置するために設定する権利です。サカキを栽培するのは設定者です。</p>
農業委員 12 番	<p>わかりました。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>その他、ご質問はございませんか。</p>
議 長	<p>ご発言もございません。採決を取りたいと思います。</p>
議 長	<p>第34号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>

議 長	賛成多数と認め、第34号議案は原案のとおり決定いたします。
議 長	次に第35号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。事務局より説明をお願いします。
議 長	第35号議案について説明させていただきます。議案書5ページをご覧ください。所有権移転10件、賃借権設定1件、使用貸借権設定2件です。
事務局	議案書6ページをご覧ください。
事務局	申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。
	<p>この案件について譲受人・賃借人は、申請地南側にて障害者福祉事業を運営しています。現在、駐車場は施設東側を利用しているが、ここにグループホームを建設する計画があり建設に際し現在駐車している車両の代替地が必要になり地権者の合意が得られたため申請地の内46番5、46番3について駐車場とするものです。また、隣接する社会福祉施設敷地の整形化のため47番2、47番3を譲受け一体利用するものです。なお、作業所を建設した平成16年7月より申請地を一体利用している事の始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。</p> <p>周辺居住者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま</p>
	<p>申請番号2番と3番は同じ事業者による太陽光発電施設への転用ですので一括して説明いたします。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>この案件について譲受人は、太陽光発電等再生可能エネルギーを利用した発電設備の設計・設置・管理を業としています。譲渡人は何年も耕作をしておらず譲渡を検討していたため、申請地を譲受け安定した太陽光発電事業を行うため申請地を太陽光発電施設とするものです。</p> <p>農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。</p> <p>周辺の他の土地を利用する事により事業目的を達成する事ができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま</p>
	議案書7ページをご覧ください。
	申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。
	<p>この案件について譲受人は、会社員であります。今後の生計等を考え安定した継続的収入を得るため、申請地を太陽光発電施設とするものです。農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。</p>

周辺の他の土地を利用する事により事業目的を達成する事ができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号5番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、神奈川県に本店を置き、主に関東、東海地方において太陽光発電事業を営んでおり、今般事業拡大のため申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用する事により事業目的を達成する事ができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号6番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、借人は市内にて重機運送業、太陽光発電事業を営んでおり、この度、事業拡大のため、畑の一部を営農型発電設備の支柱（太陽光パネルの支柱）として一時転用するものです。

なお、申請地は今後、土地所有者にて榊の栽培を計画しており、栽培に影響のないよう発電施設の管理を行うものであります。

農地区分は、現地確認等の結果、農用地区域内にある農地に該当し、農振農用地と判断しました。

一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で必要があるものであり、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものですので、農振農用地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金は全額借入金でまかなう計画で、事前調査の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

議案書8ページをご覧ください。

申請番号7番。申請者、申請地記載のとおり。

借人は、現在本家に祖父世帯、親世帯と同居しているが子供の成長に伴い現在の住居では手狭となり、将来を考え住宅を建築する事になったが、自己所有地はなく祖父の所有する申請地に分家住宅を建築するものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

集落に接続して設置される住宅ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果

必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号8番と9番は同じ事業者による太陽光発電施設への転用ですので一括して説明いたします。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、神奈川県に本店を置き、主に関東、東海地方において太陽光発電事業を営んでおり、今般事業拡大のため申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用する事により事業目的を達成する事ができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号10番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、譲受人は、本申請地隣接地が居住地であり、現在の住宅敷地では駐車スペースが手狭なため、申請地を駐車場及び物干場として確保する必要があり、本申請地を購入する事で駐車場及び物干場の不足が解消され、譲受けの同意を得る事ができたため申請するものです。

農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。

住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに供するものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

なお、平成15年頃から本申請地を譲受人が管理していましたが、農地法の知識が双方とも乏しく手続きをしていなかったため、始末書が添付されています。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号11番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、譲受人は、トラックなどでの耕作機械の進入や野菜の搬入出を容易にし、農作業の効率化を図るため、申請地北側の16番13の畑への通路として使用している16番14と併せて、申請地を進入路として拡張する必要があり、譲受けの同意を得る事ができたため申請するものです。

農地区分は、現地確認等の結果、鳳来総合支所の北西約140mに位置し、支所より概ね300m以内の区域にある農地に該当し、3種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用する事により事業目的を達成する事ができる場合以外のものですので、3種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

3種農地ですので、許可可能です。

次に転用許可の一般基準についてですが、移転（贈与）で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号12番。申請者、申請地記載のとおり。

	<p>この案件について譲受人は、大阪市内に本店を置き、太陽光発電事業の施工、発電事業を行っており、この度事業拡大のため、申請地を太陽光発電施設とするものです。</p> <p>農地区分は、現地確認の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。周辺の他の農地を利用する事により事業目的を達成する事ができる場合以外のもので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前審査等の結果、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、隣接地所有者等の承諾も得ており、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>以上、第35号議案13件につき、許可相当意見とする事を原案といたします。 第35号議案の説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
農業委員 9 番	<p>第34号議案3番にあった地上権設定と今回の第35号議案6番の使用貸借は何が違うのでしょうか。</p>
事務局	<p>先ほどの3条の申請については、農地の上部のパネルの部分だけ地上権者が権利を持つという申請であり、この5条の申請については、太陽光パネルを設置するために必要な支柱を、農地に埋めます。この支柱を埋める部分を転用するという事で5条の申請です。</p>
農業委員 9 番	<p>パネルの扱いは。</p>
事務局	<p>パネルの部分については、農地上部を使用するという事ですので、地上権を設定しております。</p>
農業委員 9 番	<p>わかりました。もう1点、5番の桜洲県立自然公園第2種とあるとあり、こちらで太陽光発電を行う申請であるが、公園法の問題はクリアしているのでしょうか。景観が悪くなると思うのですが。</p>
事務局	<p>自然公園地域内におけるものですので、公園法に関する申請が必要となります。同時に申請していると担当課より確認が取れております。</p>
議 長	<p>その他、ご質問はありますか。</p>
議 長	<p>ご発言がないようですので、採決を取りたいと思います。</p>
議 長	<p>第35号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第35号議案は原案のとおり決定いたします。</p>

議 長	<p>次に第36号議案の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第36号議案について説明させていただきます。議案書10ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。</p> <p>使用貸借権設定10件11, 365㎡、賃借権設定4件13, 672㎡、合計14件25, 037㎡であり、内新規設定12件、継続設定2件です。</p> <p>説明は、新規設定のみ行います。議案書11ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番 横河地内の田1筆1, 114㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。</p> <p>申請番号2番 片山地内の田1筆1, 445㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>申請番号3番 片山地内の田1筆696㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>申請番号4番 片山地内の田1筆1, 089㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>申請番号5番 片山地内の田1筆699㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>申請番号6番 片山地内の田1筆1, 604㎡使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>申請番号7番 富岡地内の田2筆2, 039㎡使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>申請番号8番 巢山地内の田1筆1, 037㎡使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>申請番号9番 豊島地内の畑1筆1, 122㎡賃借権を設定し、多肉植物の作付けをします。</p> <p>申請番号10番は新規就農です。</p> <p>玖老勢地内の畑1筆1, 043㎡使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。この件は先ほど説明した3条許可の申請番号7番と同時申請の案件になります。3条申請地を含めた経営予定面積は3, 023㎡であり、鳳来地区の下限面積を超えております。</p> <p>申請番号11番、12番は更新案件です。</p> <p>13番からは、中間管理事業による転貸の案件です。</p> <p>申請番号13番 作手白鳥地内の田1筆1, 724㎡に賃借権を設定し、飼料作物の作付けをします。</p> <p>申請番号14番 豊島地内の田1筆599㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>以上、番号1番から14番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第36号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。

	担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議 長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の番号13番、14番、 について、農業委員3番、農業委員12番が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に より議事参与の制限を受けますので、番号12番、14番以外について、発言のある方は挙手 をお願いします。
議 長	その他、ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 番号12番、14番以外について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いしま す。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第36号議案の番号12番、14番以外については原案のとおり決定いた します。
議 長	次に、番号12番になります。ここで農業委員3番には、一時退室をお願いします。 (農業委員3番退室)
議 長	それでは、番号12番について発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 番号12番について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第36号議案の番号12番については原案のとおり決定いたします。
議 長	事務局は農業委員3番を入室させてください。 (農業委員3番入室・着席)
議 長	続いて、番号14番になります。農業委員12番には、一時退室をお願いします。 (農業委員12番退室)
議 長	それでは、番号14番について発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 番号14番について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第36号議案の番号14番については原案のとおり決定いたします。
議 長	事務局は農業委員12番を入室させてください。 (農業委員12番入室・着席)
議 長	次に第37号議案の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2による農業振興地 域整備計画に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書13ページをお開きください。個別案件で農用地除外が1件、行政案件で農用地除外

が1件です。

14ページをご覧ください。別添の農用地区の位置図とも併せ説明させていただきます。

番号1番、別添図版は2ページからになります。

申出者申出地記載のとおり。この案件は、川田字吉水地内に土地改良碑を設置するため除外するものです。

この案件は、令和2年12月総会でも意見を徴集させていただきましたが、その後取り下げがありました。今回改め除外の申出があったため、再度意見の徴収を行うものです。なお、申出内容自体は前回と変わらないため、現地確認は今回は省略してあります。

申出者の亡父は当該工区の土地改良事業の工区長でしたが、事業完了後工区の強い意向により当初予定にはなかった土地改良碑を建てる事となり、地権者同意の上で申出地に碑を設置し、その際地権者とは将来的に所有権移転をする契約を交わしました。その後申出者の父である工区長及び土地所有者自身も亡くなり、土地所有者の財産管理人の依頼により、当時の契約に基づき相続人である申出者が時効取得により所有権を取得しました。今般、法手続を適正に行い違反転用状態を解消したいため、申出るものです。

土地選定については、事業実施地域の中には適地がなく、道路敷地への移転も検討したが道路安全対策の面から問題がある事と、工区は既に解散しており移転の費用も捻出出来ません。

周辺農地への影響もない事から、当該地を選定した事をやむを得ないものと認められます。なお、土地改良碑は除外後は新城市土地改良区に無償譲渡されると聞いております。

続きまして番号2番です。図版は8ページからになります。

ここからは、年4回行われる個別の案件ではなく、数年毎に市が主体となって行われる全体計画の見直しに関する案件です。したがって、申出者は新城市長となっています。

今回の計画変更は除外のみで、編入はありません。除外する土地は新城市長篠字首切谷下を含め全体で607筆、合計面積は320,454㎡になります。

なお、今回関係機関への意見徴収という事で事務手続きの都合農業委員会の議案に上程するわけですが、計画の表記や変更箇所等について今後若干の手直しがある可能性がありますのでご承知置きください。

変更の理由としまして、市町村は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、当初計画策定から概ね5年経過あるいは経済事情の変動その他情勢の推移により、農業振興地域整備計画の全体見直しをする事とされています。今般、前回見直し（平成25年3月）から年数が経過した事と、経済事情等の変動等があった事により、新城市において全体計画を見直します。

別添図版にありますが、農業振興地域整備計画書から説明をさせていただきます。

まず9ページの右側、第1農用地利用計画の1の土地利用区分の方向の内（1）利用区分の方向では、まず現状を分析した上で今後の考え方を検討しています。これは農地的な考えだけでなく、市の総合計画とも整合性を取っています。

そういった状況を踏まえ、下から3行目からですが、農地については、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業対象地等の優良な農地を農用地区域として設定し、当該農地を良好な状態で維持・保全し有効利用を図っていく。また、農業従事者の高齢化に伴う耕作放棄地の増加が懸念されるため、農地の流動化を促進し、効率的かつ安定的な農業を展開する担い手への農地利用集積を推進していく、としています。また、荒廃農地発生・解消状況調査により再生困難と判定された農地については非農地判断を順次行い、今後農地として保全していく農地とそうでない土地を区別するようとしています。

次に飛びまして11ページの左側、真ん中から下に「イ 用途区分の構想」として（ア）の紳土録域から（ウ）の作手地域まで、それぞれ地域や気候の条件等の違いにより農業的な土地利用の方向性を記載しています。

次に12ページの左側は「第2 農業生産基盤の整備開発」として、今後の各地区の農道整備等の方向性について記載してあります。

	<p>また、12ページの右側は「第3 農用地等の保全計画」として、どのように農地を保全していくか、例えば中山間地域等直接支払などの補助事業を活用するだとか、担い手への利用集積を進めるといった事が記載してあります。</p> <p>次に13ページの左側ですが、「第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的勝つ総合的な利用の促進計画」として、新城市が考える認定農業者や中心経営体等についての記載があります。</p> <p>続きまして14ページの右側ですが「第5 農業近代化施設の整備計画」として、集出荷施設など農業近代化施設の整備の考え方や、各地域の生産方式の近代化に関する事が記載してあります。</p> <p>続きまして15ページの左側は「第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画」として、新規就農者などの育成・確保に対する考え方が記載してあります。</p> <p>続きまして15ページの右側は「第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画」として、兼業農家の就業機会についての考え方を記載してあります。</p> <p>続きまして16ページの左側から17ページにかけて、「第8 生活環境施設の整備計画」として、新城市の住環境等についての考え方等について記載してあります。</p> <p>18ページ以降は、今回全体見直しで計画変更を考えている地域の個別の検討調書や、25ページ以降はその計画変更する地域を図示してあります。</p> <p>最初に申しあげましたとおり、今後若干の修正等を行う可能性があります、基本的な考え方等は以上です。</p> <p>第37号議案の説明は以上です。</p> <p>以上、第37号議案については、除外をする事を相当とするを原案といたします。第37号議案の説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>具体的にどこが、どのように除外されて変更していくのかが知りたい。</p>
事務局	<p>別添18ページから24ページにある変更内容個別検討調書のとおり、鳳来地区の豊岡、井井代、細川等の地域、作手地区の作手菅沼など農地が除外カ所としてあげられております。選定理由は営農条件が悪く、生産性が低い土地であるとされたためです。</p>
議 長	<p>要するに、耕作ができていないところが除外対象となる認識で良いでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。考え方としては、あまり耕作ができていない土地やほ場整備が実施されていない土地そして農業的な基盤となりえない、農業近代化ができない農地であるために除外されたという事です。</p>
議 長	<p>わかりました。その他、ご発言はございますか。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p> <p>第37号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>

議 長	賛成多数と認め、第37号議案は原案のとおり決定いたします。
議 長	次に第38号議案の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定について上程します。
事務局	事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは議案書15ページをお開きください。
事務局	第38号議案「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定について」説明いたします。
事務局	この議案と次の第39号議案の「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定について」につきましては、平成21年1月23日付けの農林水産省経営局長通知である「農業委員会の適正な活動について」に基づくもので、農業委員会は前年度の活動に対する点検評価結果と、当該年度の目標とその達成に向けた活動計画を策定し、6月末までに公表するものとされているため、今回議案として上程するものです。
事務局	それでは、「別紙 第38号議案資料」にて説明いたしますので、そちらをご覧ください。
事務局	ローマ数字1の、農業委員会の状況についてです。現在の耕地面積や農家数、農業委員会の体制等が記載されています。面積や農家数は農林業センサスなどの統計の数値を記入してあります。その他担い手の数や農業委員会の各委員の人数の内訳など、定例的な数値の把握のための項目です。なお、農林業センサスは2020年に行われていますが、この評価の時点となる4月1日ではすべての項目が公表されているわけではないので、2015年のデータを使っています。
事務局	2ページをご覧ください。
事務局	ローマ数字2の、担い手への農地の利用集積・集約化についてで、現在の利用集積の状況やその目標に向けての活動内容が記載されています。
事務局	1の現状及び課題にこれまでの集積面積という欄がありますが、これは令和2年度末時点で認定農業者や認定新規就農者などの担い手に集積されている面積の計です。
事務局	3以降の目標に向けた活動については、集積のためにどのような活動をしてきたかについて記載してあります。
事務局	3ページをご覧ください。
事務局	ローマ数字3の、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。1の現状及び課題の右端に、2年度新規参入者数という項目に15経営体とありますが、内訳としては、認定新規就農者が2名と通常の農業者13名であります。
事務局	新規参入の促進について、3の目標達成に向けた活動と4の目標及び活動に対する評価に若干書いてありますけれども、毎月1回市担当課、農協、県普及課、県農政課が参集し情報交換をする「しんしろ担い手づくり連絡会」という集まりがあり、その会議で育成すべき新規就農者の情報共有等を行っております。こちらは農業委員会事務局が参加しています。
事務局	4ページをご覧ください。
事務局	ローマ数字4の、遊休農地に関する措置に関する評価です。
事務局	9月から10月にかけて実施した農地パトロールの結果による遊休農地面積が記載されています。また、農地利用状況調査や農地意向調査をどのように行ったかについて記載されています。

	<p>5ページをご覧ください。</p> <p>ローマ数字5の、違反転用への適正な対応についてです。 1の現状及び課題という項目の違反転用面積（B）という欄と、2の令和2年度実績の実績欄に4.5haという数字がありますが、これは令和2年度中の始末書付けの転用の面積と、現況証明願の面積の合算の数字となっています。</p> <p>6ページをお開きください。</p> <p>ローマ数字6の、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。 7ページにかけて、農地法第3条許可申請や第4条5条の許可申請の処理件数や対応、農地所有適格法人への対応等が記載されています。 農地法3条の件数は65件、4条5条の転用件数は117件です。 7ページの4の賃借料情報の対象として880件。これは毎年度末に公表し、農業委員会広報にも掲載しています。また農地の権利移動、所有権移転、賃借の開始、終了及び転用等、すべて含めて4,068件です。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>ローマ数字7の、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容です。 農業者等の方からいただいた要望・意見等は、特段ありません。 同じく8ページ中段から下の、事務の実施状況の公表等です。 総会の議事録は文書にて保存しており、申請があった際はその議事録を公表する事になりますが、申請の実績はありません。</p> <p>以上で、第38号議案の説明を終わります。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。質問がある方は挙手をお願いします。
推進委員 5 番	遊休農地面積の足した数値が違うと思うのですが。
事務局	四捨五入の関係で小数点以下を切り上げたため、こちらの数値となります。すいません。申し伝え忘れておりました。
議 長	遊休農地の解消実績が70%ほどであるが、こういった要因でこの実績になったのでしょうか。具体的要因を知りたいです。
事務局	<p>具体的要因の1つ目は、非農地判断によるものです。2年度中には2件非農地判断された土地があったかと思いますが、この農地が解消面積は含まれております。つまり非農地判断によって農地を農地ではなくすると遊休農地の解消と見なされます。</p> <p>次の要因としては、前年度農地パトロールの際に遊休農地と判断した土地が、翌年には農地が再生され、耕作されていたという場合です。</p> <p>一般的なイメージとして、荒廃農地の解消とは、誰かが土地にや野菜等を作付けして、農地を綺麗にしてというものだと思いますが、今回の件については、非農地判断をした面積と農地利用状況調査の違いによってこの数値が出されたものです。</p>
議 長	わかりました。その他、ご発言ございませんか。

議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議 長	第38号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め第38号議案は原案のとおり決定いたします。
議 長	次に第39号議案の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の計画(案)の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、議案書16ページをお開きください。</p> <p>第39号議案「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定について」です。</p> <p>この議案につきまして、先ほどの第38号議案と同様に、6月末までに公表する必要があるため、今回上程するものです。</p> <p>「別紙 第39号議案資料」にて説明いたしますので、そちらをご覧ください。</p> <p>ローマ数字1の農業委員会の状況という事で、このページは、農家数や農地面積、農業委員会の体制の現状などが記載されています。数字は先ほどの令和2年度評価のものとかわりありません。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>ローマ数字2の担い手への農地の利用集積・集約化です。</p> <p>「1 現状及び課題」を踏まえ「2 活動計画」にて農地中間管理機構の貸し付けの推進や、市農業振興対策室・農林業公社しんしろ等との連携により進めていく事を挙げています。</p> <p>2の令和3年度の目標及び活動計画の、担い手への目標集積面積が341haとありますが、これは令和2年度の集積面積の311haに、ここ5ヶ年の新規集積面積の平均値である30ha程度の面積を足したものを、今年度の目標面積として挙げたものです。</p> <p>次にローマ数字3の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進です。</p> <p>2の令和3年度の目標及び活動計画、目標数が8経営体と面積が4haとありますが、これはいずれも、ここ5ヶ年の実績の平均値を載せています。</p> <p>新たな農業経営を営もうとする者の参入促進への計画という事で、「新農業人フェア」等を年数回開催し、新規就農者の掘り起しに努める」としています。また、市において新規就農者等に向けて開設したホームページ「アグリチャレンジ新城」を活用し情報発信に努めるものと考えております。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>ローマ数字4の遊休農地に関する措置です。</p> <p>活動計画については、農地の利用状況調査をする中で、調査区域を新城・鳳来・作手の3地区に区切り、推進委員及び農業委員が主体となって実施するとしてあります。</p> <p>また、利用状況調査等により再生困難な農地と確認された農地については速やかに非農地判断をする必要がありますので、非農地判断の実務を進めるものとしています。</p> <p>最後にローマ数字5の違反転用への適正な対応です。</p> <p>計画としては、農地パトロールを強化・徹底するとともに、農業委員会だより等を使用して周知違反転用を未然に防止する、としています。</p>

	<p>以上で、議案第39号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質問がある方は挙手をお願いします。</p>
推進番号6番	<p>2年度新規参入者というのは、2年度に利用権設定された方による参入という事なのか。2年度に生産をはじめた生産者という事なのか。どのような基準でこの数値が出されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>利用権設定を行い、令和2年度内に就農を開始したものが含まれております。3条等で所有権移転の申請書にある許可費が2年度内にあるものも含めています。</p>
推進番号6番	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>私からも聞きたい事が、国が目標とする中間管理機構への集積目標が80%であるが、市内の現状は11.3%であります。これは面整備が進んでいる自治体であれば達成可能目標ですが、市としては、目標数値をどこに置くべきなのかと思います。80%に対して11.3%は遙かに離れた数字ですよ。</p> <p>このような話は農業会議でも話題になり、国の方針と現状はずれているんじゃないか。無理な方向を位置づけても現状を伴わない。であるならば、例えば面整備費用を国が補助し、受け手がやりたいような方策をし、ハード部分を整えるなら80%は可能だと思う。しかし条件不利地域をたくさん抱えている自治体に、面整備が進んだ自治体と同じ目標数値を割りあてるのは、国の方策として疑問を感じるという人もおり、私も同意見です。80%目標なのに10~20%目標とする計画を県、国に提出しても意味があるものなのか、こういった問題に対して、県はどのような指導を行っているのでしょうか。事務局に問う事ではないかもしれませんが。</p>
事務局	<p>大変悩ましい問題であります。国は担い手さんへ集積を行って耕地面積の8割を目標にしているが、議長からのご説明のとおり本市の現状は11.3%という数値です。本市事務局としては、国の通知のとおり目標を設定を8割にする事は可能なのですが、絶対に達成出来ないものなので、現状に即した数値目標にしています。</p>
議 長	<p>その他、ご質問はございませんか。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
議 長	<p>第39号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め第39号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第40号議案の新城市農業委員会非農地決定通知事務取扱要領の一部改正について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案書17ページをお開きください。 議案第40号「新城市農業委員会非農地決定通知事務取扱要領の一部改正について」です。 提案理由としましては、農業委員会における非農地判断の業務を速やかに推進するよう国</p>

から通知等が発出された情勢に鑑み、それに対応するため、令和元年8月農業委員会総会にてお認めいただいた本取扱要領要領について、所要の改正を行うものであります。

説明は別冊の新旧対照表で行います。右側が改正前、左側が改正後になります。下に線が引いてある部分が改正箇所を示しています。主なものについてご説明します。

まず第1条ですが、改正前は非農地決定の対象が登記簿地目が農地とだけになっていましたが、農地台帳には登記簿地目が農地以外でも現況が農地になっている土地も記載されているため、そのような土地も非農地決定の対象とするように改めるものです。

次に第2条ですが、非農地である事の判断の適否は過去の国からの通知文では総会において決するとの記載でしたが、総会によらなくても良いと改正されたので、総会においての文言を削除するものです。

次に第5条です。非農地決定をしない土地について農振農用地をも挙げていましたが、農振農用地も対象とするよう改めるものです。なお、この条文には言及していませんが、非農地だと判断したとしても必ずしも即座に農用地から除外するものではありません。

次に第6条ですが、農地の現況を調査するその調査の根拠となる実施要領が廃止されたため、対応する文言を修正するものです。

次に第8条です。これまでの事務の流れでは非農地決定の申請に対しても事前審査会の対象としていましたが、非農地決定の業務を速やかに進めるため、事前審査会の対象から外す事を目的として文言を修正するものです。

次に第12条ですが、非農地として決定する事の実務上の処理は申請書を会長決裁とし、処理した農地は総会で報告するようにしました。

最後に第7条に関連する様式第1号ですが、申請者が提出する書類から押印欄を廃止するよう改めるものです。

条文の改正点は以上ですが、申請に対する処理の流れを説明しますと、まず、農地法3条や4条・5条と同じように毎月5日を締め日とし、事務局での書類精査及び現地の確認後、農業委員等と現地を確認します。ここまでは改正前と同じですが、現地確認時に申請地が非農地である様相を呈しているならその事実をもって非農地とし、申請者にその旨を通知します。事前審査会と農業委員会総会にかける事はしません。

以上で、第40号議案の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。質問がある方は挙手をお願いします。

議 長

ご発言もありません。採決を取りたいと思います。

議 長

第40号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成多数)

議 長

賛成多数と認め第40号議案は原案のとおり決定いたします。

議 長

次に報告事項に入ります。
事務局より説明をお願いします。

それでは、議案書218ページをご覧ください。
報告第1から第3、報告案件計9件について説明いたします。19ページをご覧ください。

(議案書19ページから21ページの内容を議案書のとおり朗読)

議 長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。</p>
議 長	<p>以上をもちまして第9回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。 事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。</p>
<p>午後3時30分議長は本会の閉会を宣した。</p>	
<p>上記会議の顛末を記載した内容に相違ない事を称するため下記に署名する</p>	
議 長	
委 員	
委 員	